

(第5号様式の9)

## ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和〇年〇月〇日

令和6年10月27日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙宮城県第〇区

候補者 **甲野乙男**

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	宮城県気仙沼市朝日町1番1号 株式会社△△ポスター 代表取締役 戊谷 十男
作成枚数	2,000枚
作成金額	1,000,000円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	〇〇箇所

備考

- この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が宮城県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、宮城県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - 枚数 当該選挙区におけるポスター掲示場数×2枚
  - 限度額
    - 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500以下の場合
$$\frac{316,250円 + 541円31銭 \times (\text{ポスター掲示場数})}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1円未満の端数は切上げ$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$
    - 当該選挙区におけるポスター掲示場数が500を超える場合
$$\frac{316,250円 + 270,655円 + 28円35銭 \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価} \cdots 1円未満の端数は切上げ$$

$$\text{単価} \times \text{確認された作成枚数} = \text{限度額}$$
- 当該選挙区におけるポスター掲示場数を記載してください。